

平成29年第4回富山県教育委員会議事日程

3月21日（火）午後3時00分

教育委員会室

1 議決事項

- 議案第10号 富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件
- 議案第11号 富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件
- 議案第12号 富山県教育委員会文書管理規程一部改正の件
- 議案第13号 富山県教育委員会事務決裁規程一部改正の件
- 議案第14号 富山県庁議運営規程一部改正の件
- 議案第15号 富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則制定の件
- 議案第16号 富山県立近代美術館条例施行規則の一部改正の件
- 議案第17号 富山県立近代美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部改正の件
- 議案第18号 富山県立学校管理規則一部改正の件
- 議案第19号 県費負担教職員及び県立学校教員の指導改善研修及び転任等の手続に関する規則一部改正の件
- 議案第20号 富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則一部改正の件
- 議案第21号 指定技能教育施設における所在地及び連携科目等の変更に関する件

2 報告事項

- (1) 国登録有形文化財（建造物）の登録について
- (2) 平成29年度富山県立学校入学者選抜の合格状況等について

3 その他

今後の教育委員会等の日程について

4 議決事項

- 議案第22号 教育に関する事務の点検及び評価に係る学識経験者の委嘱の件
- 議案第23号 事務局職員の人事に関する件

議案第10号

富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件

富山県教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

平成29年3月21日 提出

富山県教育委員会

教育長 渋谷克人

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政組織規則（平成11年富山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次及び第7条第29号中「近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

第15条の表中

「富山県立近代美術館運営委員会	博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定に基づき、近代美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに関する事務	近代美術館
-----------------	--	-------

を

「富山県美術館運営委員会	博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定に基づき、富山県美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに関する事務	富山県美術館
--------------	---	--------

に改める。

第16条第8号中「近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

第4章第2節第9款の款名を次のように改める。

第9款 富山県美術館

第44条各号列記以外の部分中「近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

第45条各号列記以外の部分中「近代美術館」を「富山県美術館」に、同条の表中「富山県立近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

第46条中「近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

第47条第4号中「近代美術館運営委員会」を「富山県美術館運営委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において近代美術館の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、富山県美術館の職員となるものとする。
- 3 施行日の前日において近代美術館の主任の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、富山県美術館の主任の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
近代美術館長	富山県美術館長
近代美術館副館長	富山県美術館副館長
近代美術館学芸課長	富山県美術館学芸課長
近代美術館学芸課係長	富山県美術館学芸課係長
近代美術館普及課長	富山県美術館普及課長
近代美術館普及課係長	富山県美術館普及課係長

議案第11号

富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件

富山県教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

平成29年3月21日 提出

富山県教育委員会

教育長 渋谷克人

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政組織規則（平成11年富山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第15条の表富山県転任等審査委員会の項中「第25条の2第1項及び第4項」を「第25条第1項及び第4項」に改める。

第24条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 県立学校の事務の支援に関すること。

第26条の表中「総務課」を「総務支援課」に改める。

第27条第1項各号列記以外の部分中「総務課」を「総務支援課」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 県立学校の事務の支援に関すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	近代美術館の名称の変更、県立学校事務の共同処理の実施及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定整備を行うもの
2 規則案の内容・他の規則等との関連	<p>第1 近代美術館の名称の変更に伴う改正</p> <p>1 改正内容 美術館の名称の変更に伴う規定整備</p> <p>2 公布日 平成29年3月24日 ※美術館関連の法規は、すべて上記の公布日で統一</p> <p>3 施行期日 平成29年3月25日 ※富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日</p> <p>4 他の規則等との関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山県立近代美術館条例施行規則 ・富山県教育委員会事務決裁規程 ・富山県教育委員会文書管理規程 ・富山県立近代美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程 ・富山県立近代美術館の特別観覧料の額について <p>第2 県立学校事務の共同処理の実施に伴う改正</p> <p>1 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合教育センターの所掌事務に「県立学校の事務の支援に関すること」を追加 ・総合教育センターにおける「総務課」を「総務支援課」に変更 <p>2 公布日 平成29年3月27日 ※富山県総合教育センター条例の一部を改正する条例の公布日と同日</p> <p>3 施行期日 平成29年4月1日</p> <p>4 他の規則等との関連 富山県立学校管理規則</p>

	<p>第3 教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行に伴う改正</p> <p>1 改正内容 附属機関「富山県転任等審査委員会」に関する条ずれの規定整備</p> <p>2 公布日 平成29年3月27日 ※富山県附属機関条例の一部を改正する条例の公布日と同日</p> <p>3 施行期日 平成29年4月1日</p> <p>4 他の規則等との関連 県費負担教職員及び県立学校教員の指導改善研修及び転任等の手続に関する規則の一部を改正する規則</p>
--	--

富山県教育委員会行政組織規則 新旧対照表

現 行	改正案	備考
○富山県教育委員会行政組織規則	○富山県教育委員会行政組織規則	
目次	目次	
第1章～第3章 略	第1章～第3章 略	
第4章 出先機関及び教育機関	第4章 出先機関及び教育機関	
第1節 略	第1節 略	
第2節 所掌事務等	第2節 所掌事務等	近代美術館の名称変更に伴うもの
第1款～第8款 略	第1款～第8款 略	
第9款 <u>近代美術館</u> (第44条～第47条)	第9款 <u>富山県美術館</u> (第44条～第47条)	
第10款、第11款 略	第10款、第11款 略	
第5章、第6章 略	第5章、第6章 略	
附則	附則	
第1条～第6条 略	第1条～第6条 略	
(生涯学習・文化財室)	(生涯学習・文化財室)	
第7条 生涯学習・文化財室の分掌事務は、次のとおりとする。	第7条 同左	
(1)～(28) 略	(1)～(28) 略	
(29) <u>近代美術館</u> 、水墨美術館及び立山博物館に関すること。	(29) <u>富山県美術館</u> 、水墨美術館及び立山博物館に関すること。	同上
(30) 略	(30) 略	
第8条～第14条 略	第8条～第14条 略	
(附属機関)	(附属機関)	
第15条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称、所掌事務及び庶務を担当す	第15条 同左	

る室課又は機関名は、次のとおりとする。

名 称	所 掌 事 務	庶務を担当する室課又は機関名	名 称	所 掌 事 務	庶務を担当する室課又は機関名	
略	略	略	同左	教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号） <u>第 25 条の 2 第 1 項及び第 4 項</u> の規定による認定並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 2 第 2 項の規定による判断に關し、委員会の諮問に応じて調査審議し、及び委員会に対して答申する事務	略	教育公務員の改正に伴うもの
富山県転任等審査委員会	教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号） <u>第 25 条の 2 第 1 項及び第 4 項</u> の規定による認定並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 2 第 2 項の規定による判断に關し、委員会の諮問に応じて調査審議し、及び委員会に対して答申する事務	教職員課	略	略	富山県美術館運営委員会	
略	略	近代美術館	富山県美術館	博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、近代美術館の運営に關し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに関する事務	近代美術館の名称変更に伴うもの	
富山県立近代美術館運営委員会	博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、近代美術館の運営に關し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることに関する事務					

	略	略	略	略	略
(設置)					(設置)
第 16 条 法令又は条例の規定により設置されている出先機関及び教育機関並びにこの規則により設置する出先機関及び教育機関は、次のとおりとする。	(1)～(7) 略	(1)～(7) 略	(8) 富山県美術館	(9)、(10) 略	第 16 条 同左 同上
第 17 条～第 23 条 略	第 17 条～第 23 条 略	第 17 条～第 23 条 略	第 17 条～第 23 条 略	第 17 条～第 23 条 略	第 17 条～第 23 条 略
(所掌事務)					(所掌事務)
第 24 条 総合教育センターにおいては、次の事務をつかさどる。	(1)～(5) 略	(1)～(5) 略	(6) 県立学校の事務の支援に関すること。 <u>(7) その他教育の充実及び向上に関すること。</u>	第 24 条 同左 第 25 条 略 (内部組織)	第 24 条 同左 第 25 条 略 (内部組織)
第 25 条 略	第 25 条 略	第 25 条 略	第 25 条 略	第 25 条 同左 第 26 条 同左 (内部組織)	第 25 条 同左 第 26 条 同左 (内部組織)
第 26 条 総合教育センターに、次の部及び課を置く。	部	課	課	部	課
企画調整部	企画課	企画課	企画課	企画部	企画課
略	略	略	略	略	略
(分掌事務)					(分掌事務)
第 27 条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。	(1)～(6) 略	(1)～(6) 略	(1)～(6) 略	第 27 条 総務支援課の分掌事務は、次のとおりとする。	第 27 条 同上

			(7) 県立学校の事務の支援に関すること。 (8) 他の主掌に属しないこと。	同上
2～5	略	2～5	(7) 他の主掌に属しないこと。 (8) 他の主掌に属しないこと。	同上
第28条～第43条	略	第28条～第43条	略	同上
第9款	近代美術館 (所掌事務)	第9款	富山県美術館 (所掌事務)	同上
第44条	近代美術館においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 (名称及び位置)	第44条	富山県美術館においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 (名称及び位置)	同上
第45条	近代美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。 富山県立近代美術館 富山市	第45条	富山県美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。 富山県美術館 同左	同上
	(内部組織)		(内部組織)	同上
第46条	近代美術館に、学芸課及び普及課を置く。 (分掌事務)	第46条	富山県美術館に、学芸課及び普及課を置く。 (分掌事務)	同上
第47条	学芸課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 近代美術館運営委員会に関すること。 (5)～(11) 略 2 略	第47条	同左 (1)～(3) 略 (4) 富山県美術館運営委員会に関すること。 (5)～(11) 略 2 略	同上
第48条～第61条	略	第48条～第61条	略	同上

議案第12号

富山県教育委員会文書管理規程一部改正の件

富山県教育委員会文書管理規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月21日 提出

富山県教育委員会

教育長 渋谷克人

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第28条第1号中「委員長」を「教育長」に改める。

別表第2の出先機関又は教育機関の公文書の記号の表中

富山県立近代美術館	近	美	」
-----------	---	---	---

を

富山県美術館	県	美	」
--------	---	---	---

に改める。

附 則

この訓令は、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、公布の日から施行する。

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	富山県美術館の開館に伴い、所要の規定整備を行うもの
2 規則案の内容	美術館の名称の変更等に伴う規定整備
3 施行期日	平成29年3月25日 ※富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例附則第1項 第3号に掲げる規定の施行の日
4 他の規則等との関連	<ul style="list-style-type: none">・富山県立近代美術館条例施行規則・富山県教育委員会行政組織規則・富山県教育委員会事務決裁規程・富山県立近代美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程・富山県立近代美術館の特別観覧料の額について

富山県教育委員会文書管理規程 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
○富山県教育委員会文書管理規程 第1条～第26条 略 (記号及び番号)	○富山県教育委員会文書管理規程 第1条～第26条 略 (記号及び番号)	
第27条 略 2 略 3 施行する一般文書には、次の各号に定めるとこころにより記号及び番号を付さなければならない。 (1) 別表第2に定める記号（秘密の取扱いを要する文書にあつては、当該記号の次に「秘」又は「極秘」の文字を加える。）及び番号を付する。ただし、次に掲げる文書については、この限りでない。 ア～ウ 略 (2)、(3) 略 (記名)	第27条 略 2 略 3 同左 (1) 同左 (1) 規則、告示、公告及び訓令には委員長名、指命には委員会名を用いる。 (2)～(3) 略 第29条～第73条 略 別表第1 略	規定整備 (1) 規則、告示、公告及び訓令には <u>教育長名</u> 、指命には委員会名を用いる。 (2)～(3) 略 第29条～第73条 略 別表第1 略
第28条 文書の記名は、法令等に定めのあるもののはほか、次の各号に定めるとこころによる。 (1) 規則、告示、公告及び訓令には委員長名、指命には委員会名を用いる。 (2)～(3) 略 第29条～第73条 略 別表第1 略	第28条 同左	

別表第2（第27条関係）

本庁の公文書の記号 略

出先機関又は教育機関の公文書の記号

出先機関又は教育機関名	記号
略	略
富山県立近代美術館	近美
略	略

別表第3 略

様式第1号の1～様式第19号 略

別表第2（第27条関係）

本庁の公文書の記号 略

出先機関又は教育機関の公文書の記号

出先機関又は教育機関名	記号	出先機関又は教育機関名	記号
略	略	略	略
富山県立近代美術館	近美	富山県美術館	県美
略	略	略	略

別表第3 略
様式第1号の1～様式第19号 略

議案第13号

富山県教育委員会事務決裁規程一部改正の件

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月21日 提出

富山県教育委員会

教育長 渋谷克人

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会事務決裁規程（昭和63年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の(2) 出先機関及び教育機関（学校を除く。）の表中

「近代美術館長	副館長	主務課長	
---------	-----	------	--

を

「富山県美術館長	副館長	主務課長	
----------	-----	------	--

に改める。

附 則

この訓令は、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	富山県美術館の開館に伴い、所要の規定整備を行うもの
2 規則案の内容	美術館の名称の変更に伴う規定整備
3 施行期日	平成29年3月25日 ※富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日
4 他の規則等との関連	<ul style="list-style-type: none">・富山県立近代美術館条例施行規則・富山県教育委員会行政組織規則・富山県教育委員会文書管理規程・富山県立近代美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程・富山県立近代美術館の特別観覧料の額について

富山県教育委員会事務決裁規程 新旧対照表

現 行	改正案	備考																																										
<p>○富山県教育委員会事務決裁規程 第1条～第7条 略 (代決の順序)</p> <p>第8条 教育長又は専決の権限を有する者が不在のときは、別表第2に掲げる決裁区分及び室課、出先機関等の区分に応じ、第1順位者が代決をし、第1順位者も不在のときは第2順位者が代決をし、第2順位者も不在のときは第3順位者が代決をするものとする。</p> <p>第9条～第13条 略 別表第1 略 別表第2 (第8条関係) 代表者及び代決の順序 (1) 本庁 略 (2) 出先機関及び教育機関 (学校を除く。)</p>	<p>○富山県教育委員会事務決裁規程 第1条～第7条 略 (代決の順序)</p> <p>第8条 同左</p> <p>第9条～第13条 略 別表第1 略 別表第2 (第8条関係) 代表者及び代決の順序 (1) 本庁 略 (2) 出先機関及び教育機関 (学校を除く。)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">決裁区分</th> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> <th style="text-align: center;">第3順位者</th> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> <th style="text-align: center;">第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>近代美術館長</td> <td>副館長</td> <td>主務課長</td> <td></td> <td>富山県美術館 長</td> <td>同左</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(3) 学校</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td>(3) 学校</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別表第3</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td>別表第3.</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">近代美術館 の名称変更 に伴うもの</p>	決裁区分	第1順位者	第2順位者	第3順位者	第1順位者	第2順位者	第3順位者	略	略	略		略	略	略	近代美術館長	副館長	主務課長		富山県美術館 長	同左		略	略	略		略	略	略	(3) 学校	略			(3) 学校	略		別表第3	略			別表第3.	略	
決裁区分	第1順位者	第2順位者	第3順位者	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																						
略	略	略		略	略	略																																						
近代美術館長	副館長	主務課長		富山県美術館 長	同左																																							
略	略	略		略	略	略																																						
(3) 学校	略			(3) 学校	略																																							
別表第3	略			別表第3.	略																																							

議案第14号

富山県庁議運営規程一部改正の件

富山県庁議運営規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月21日 提出

富山県教育委員会

教育長 渋 谷 克 人

富山県庁議運営規程の一部を改正する訓令

富山県庁議運営規程
富山県議運営規程 第1号 の一部を次の
昭和45年 富山県教育委員会訓令
富山県警察本部訓令

ように改正する。

第3条第3項中「知事政策局長」を「総合政策局長」に改める。

第4条第2項中「定例会は」の次に「原則として」を加え、「、必要」を「必要」に改める。

第5条中「知事政策局」を「総合政策局」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

富山県庁議運営規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性	組織機構の見直しにより、「知事政策局」が「総合政策局」に改称されたことに伴う所要の規定整備を行うもの
2 訓令案の内容	<ul style="list-style-type: none">・「知事政策局」を「総合政策局」に改める。・定例会の開催についての規定整備
3 施行期日等	平成 29 年 4 月 1 日
4 他の規程等との関係	共同訓令のため、各機関において決定の後、知事政策局において公表（県報登載）を行う。

富山県庁議運常規程の一部を改正する訓令案新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条及び第2条 (略)	第1条及び第2条 (略)	
(組織) 第3条 庁議は、知事、副知事、公営企業管理者及び部局長等(富山県部局設置条例(昭和35年富山県条例第35号)に規定する局及び部の長、会計管理者、出納局長、首都圏本部長、企業局長、教育長並びに警察本部長をいう。以下同じ。)をもつて組織する。 2 部局長等に事故あるときは、次長等部局長等の代決権を有する者が代理出席するものとする。 3 知事政策局長は、必要があると認めると職員として出席させることができる。	(組織) 第3条 (同左) 2 総合政策局が総合政策局に改称されたことに伴う規定整備 3 総合政策局長は、必要があると認めると職員として出席させることはできる。	
(庶務) 第4条 (略) 2 庁議は、定例会及び臨時会とし、定例会は毎月の第1及び第3月曜日に、臨時会は、必要に応じその都度開催するものとする。	(庶務) 第4条 (略) 2 庁議は、定例会及び臨時会とし、定例会は原則として毎月の第1及び第3月曜日に、臨時会は必要に応じその都度開催するものとする。	
(庶務) 第5条 庁議の庶務は、知事政策局において処理するものとする。	(庶務) 第5条 庁議の庶務は、総合政策局において処理するものとする。	知事政策局が総合政策局に改称されたことに伴う規定整備

議案第15号

富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則制定の件

富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成29年3月21日 提出

富山県教育委員会

教育長 渋谷克人

富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行期日は平成29年3月25日とし、同項第4号に掲げる規定の施行期日は同年4月29日とし、同項第5号に掲げる規定の施行期日は同年8月26日とする。

富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則案要綱
生涯学習・文化財室

項目	説明
1 制定の趣旨、必要性等	富山県美術館の開館に伴い、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号。以下「一部改正条例」という。）の施行期日を定めるもの
2 規則案の内容	<p>第1 内容 教育委員会規則で定めることとされている一部改正条例の施行期日を次のとおり定めるもの</p> <p>1 一部改正条例附則第1項第3号の施行期日 （一部改正条例の公布の日から起算して1年1月を超えない範囲内） <u>平成29年3月25日</u>（富山県美術館一部開館日）</p> <p>2 一部改正条例附則第1項第4号の施行期日 （一部改正条例の公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内） <u>平成29年4月29日</u>（富山県美術館屋上庭園供用開始日）</p> <p>3 一部改正条例附則第1項第5号の施行期日 （一部改正条例の公布の日から起算して1年7月を超えない範囲内） <u>平成29年8月26日</u>（富山県美術館開館日）</p> <p>※一部改正条例の公布の日＝平成28年3月25日</p>
3 他の規則等との関連	<p>第2 施行期日 公布の日</p> <p>1 改正が必要な教育委員会規則等</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 富山県教育委員会行政組織規則 (2) 富山県立近代美術館条例施行規則 (3) 富山県教育委員会事務決裁規程 (4) 富山県教育委員会文書管理規程 (5) 富山県立近代美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程 <p>2 知事部局及び人事委員会が所管する規則等については、各担当課に改正依頼済み</p>
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第16号

富山県立近代美術館条例施行規則の一部改正の件

富山県立近代美術館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月21日 提出

富山県教育委員会

教育長 渋谷克人

富山県立近代美術館条例施行規則の一部を改正する規則

富山県立近代美術館条例施行規則（昭和56年富山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県美術館条例施行規則

第1条中「富山県立近代美術館条例」を「富山県美術館条例」に改める。

第2条中「富山県立近代美術館」を「富山県美術館」に、「常設展示室及び企画展示室」を「展示室」に改める。

第4条第1項第1号中「常設展示室」を「展示室」に改め、「企画展示室において」を削り、同項第6号中「常設展示室」を「展示室」に改め、同条第2項中「富山県立近代美術館観覧料免除申請書」を「富山県美術館観覧料免除申請書」に改める。

第6条を第8条とする。

第5条の見出し及び同条第1項中「富山県立近代美術館運営委員会」を「富山県美術館運営委員会」に改め、同条を第7条とする。

第4条の次に次の2条を加える。

(駐車場を使用できる自動車)

第5条 美術館の駐車場を使用することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条の普通自動車（積載物又は取付物を含めて、長さ5メートル以下、幅2.5メートル以下、高さ2.3メートル以下のものに限る。）とする。

(施設等の汚損又は損傷の届出)

第6条 美術館に入館した者又は附帯施設を利用している者は、美術館及び附帯施設の施設及び設備、美術品又は美術資料を汚損し、又は損傷したときは、直ちに

その旨を指定管理者に届け出て、その指示に従うものとする。

様式第3号中「富山県立近代美術館観覧料免除申請書」を「富山県美術館観覧料免除申請書」に、「富山県立近代美術館条例」を「富山県美術館条例」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号。以下この項において「一部改正条例」という。）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「常設展示室及び企画展示室」を「展示室」に改める部分に限る。）並びに第4条第1項第1号及び第6号の改正規定は、一部改正条例附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県立近代美術館条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

富山県立近代美術館条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

生涯学習・文化財室

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	これまでの近代美術館のアートやデザインの蓄積を活かしつつ、新たな時代の潮流にも留意し、国内外に発信力のある美術館として、県民とともに創り、県民とともに成長する富山県美術館の開館に際して、所要の改正を行うもの
2 規則案の内容	<p>第1 内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 美術館の名称の変更（題名、第1条、第2条、第4条第2項、第5条及び様式第3号関係） 2 展示室の名称の変更（第2条、第4条第1項第1号及び第6号関係） 3 駐車場を使用できる自動車について規定するもの（新第5条関係） 4 美術館及び附帯施設を汚損又は損傷した場合の届出について規定するもの（新第6条関係） 5 規定整備（第6条関係） <p>第2 施行期日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1の1及び3から5まで（美術館の一部開館に伴うもの）については、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日（平成29年3月25日を予定） ・第1の2（展示室の名称の変更）については、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年8月26日を予定） <p>※ 改正条例の施行の日を定める教育委員会規則は、別途制定</p>
3 他の規則等との関連	<p>1 改正が必要な教育委員会規則等</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 富山県教育委員会行政組織規則 (2) 富山県教育委員会事務決裁規程 (3) 富山県教育委員会文書管理規程 (4) 富山県立近代美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程 (5) 富山県立近代美術館の特別観覧料の額について <p>2 知事部局及び人事委員会が所管する規則等については、各担当課に改正依頼済み</p>
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

富山県立近代美術館条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

現行	改正案	備考
【】内は施行予定期		
富山県立近代美術館条例施行規則	富山県美術館条例施行規則	(趣旨) 第1条 この規則は、富山県立近代美術館条例（昭和55年富山県条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関する必要な事項を定めるものとする。
(入室時間) 第2条 富山県立近代美術館（以下「美術館」という。）の常設展示室及び企画展示室に入室できる時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。ただし、富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるとときは、これを臨時に変更することができる。	(入館時間) 第2条 富山県美術館（以下「美術館」という。）の展示室に入室できる時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。ただし、「教育委員会」（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるとときは、これを臨時に変更することができる。	(趣旨) 第1条 この条例は、富山県美術館条例（昭和55年富山県条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関する必要な事項を定めるものとする。 (入室時間) 第2条 富山県立近代美術館（以下「美術館」という。）の常設展示室及び企画展示室に入室できる時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。ただし、富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるとときは、これを臨時に変更することができる。
第3条 略	第3条 略	(観覧料の免除) 第4条 略
(観覧料の免除) 第4条 略	(観覧料の免除) 第4条 略	(1) 条例別表の備考に規定する者又は幼稚園の児童の引率者が教育課程に基づく教育活動又は社会教育関係団体の教育活動として、常設展示室において展示している美術品又は企画展示室において特別に展示している美術品（以下この項において「常設展示等」という。）を観覧する場合 (2)～(5) 略 (6) 70歳以上の者が常設展示室において展示している美術品を観覧する場合
		同上【H29. 3. 25】 同上【H29. 3. 25】 同上【H29. 3. 25】 同上【H29. 3. 25】 同上【H29. 8. 26】 同上【H29. 8. 26】

(7) 路
2 前項第1号又は第2号の規定による観覽をしようとする者の観覽料の免除は富山県立近代美術館観覽料免除申請書(様式第3号)を知事に提出することにより、同項第3号から第5号までの規定による観覽をしようとする者の観覽料の免除は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の確認により、同項第6号の規定による観覽をしようとする者の常設展示観覽料の免除は同号に該当することを証するに足りる書類の確認により、同項第7号の規定に該当する場合の観覽料の免除は別に定めるところにより行うものとする。
3 路

(7) 路
2 前項第1号又は第2号の規定による観覽をしようとする者の観覽料の免除は富山県立近代美術館観覽料免除申請書(様式第3号)を知事に提出することにより、同項第3号から第5号までの規定による観覽をしようとする者の観覽料の免除は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の確認により、同項第6号の規定による観覽をしようとする者の常設展示観覽料の免除は同号に該当することを証するに足りる書類の確認により、同項第7号の規定に該当する場合の観覽料の免除は別に定めるところにより行うものとする。
3 路

(新設) <u>(駐車場を使用できる自動車)</u> <u>第5条 美術館の駐車場を使用することができる自動車は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条の普通自動車(積載物又は取付物を含めて、長さ5メートル以下、幅2.5メートル以下、高さ2.3メートル以下のものに限る。)とする。</u>	駐車場を使用できることに伴うものとする。 <u>(施設等の汚損又は損傷の届出)</u> <u>第6条 美術館に入館した者又は附帯施設を利用する者は、美術館及び附帯施設の施設及び設備、美術品又は美術資料を汚損し、又は損傷したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従うものとする。</u>	美術館及び附帯施設を汚損又は損傷した場合の届出について規定するもの <u>[H29. 3. 25]</u> 近代美術館の名 称変更に伴うもの の【H29. 3. 25】
(富山県立近代美術館運営委員会) <u>第5条 富山県立近代美術館運営委員会(以下「委員会」という。)</u> は、委員長が招集する。 2、3 路	(富山県美術館運営委員会) <u>第7条 富山県美術館運営委員会(以下「委員会」という。)</u> は、委員長が招集する。 2、3 路	第8条 路 条の追加に伴う線

様式第1号、様式第2号 略

様式第3号 (第4条関係)

富山県立近代美術館観覧料免除申請書

富山県知事 殿

学校名 (団体名)

所在地

代表者氏名

連絡先

電話番号 ()

担当者氏名

富山県立近代美術館条例第12条の規定により次のとおり観覧料の免除を受けたいので申請します。

観覧日時 年 月 日 () 時 分から 時 分まで

観覧内容
1 常設展示
2 企画展示

引率責任者	職	氏名	引率者	職	氏名	人
観覧人員	一般	人	小学生	人	小学生	人
計人	高校生	人	小学校就学前の者	人	小学校就学前の者	人

下げ 【H29. 3. 25】

近代美術館の名
称変更に伴うも
の 【H29. 3. 25】

様式第3号 (第4条関係)

富山県立近代美術館観覧料免除申請書

年 月 日

富山県知事 殿

学校名 (団体名)

所在地

代表者氏名

連絡先

電話番号 ()

担当者氏名

富山県立近代美術館条例 第12条の規定により次のとおり観覧料

の免除を受けたいので申請します。

観覧日時 年 月 日 () 時 分から 時 分まで

観覧内容
1 常設展示
2 企画展示

引率責任者	職	氏名	引率者	職	氏名	人
観覧人員	一般	人	小学生	人	小学生	人
計人	高校生	人	小学校就学前の者	人	小学校就学前の者	人

同上 【H29. 3. 25】

観覧目的	中学生	人(その他)	人	中学生	人(その他)	人
※免除する額	常設展示 企画展示	円 円		常設展示 企画展示	円 円	
備考	略					

議案第17号

富山県立近代美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部改正の件

富山県立近代美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月21日 提出

富山県教育委員会

教育長 渋 谷 克人

富山県立近代美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

富山県立近代美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程（昭和56年富山県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

訓令先を次のように改める。

富山県美術館

題名を次のように改める。

富山県美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程

第1条中「富山県立近代美術館」を「富山県美術館」に改める。

第2条中「富山県立近代美術館長」を「富山県美術館長」に改める。

附 則

この訓令は、富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第39号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

富山県立近代美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令案要綱

生涯学習・文化財室

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	富山県美術館の開館に伴い職員の勤務時間に関する規程について所要の改正を行うもの
2 規則案の内容	<p>第1 内容 美術館の名称の変更（題名、第1条、第2条関係）</p> <p>第2 施行期日 富山県立近代美術館条例の一部を改正する条例附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日（平成29年3月25日を予定） ※ 改正条例の施行の日を定める教育委員会規則は、別途制定</p>
3 他の規則等との関連	<p>1 改正が必要な教育委員会規則等 (1) 富山県教育委員会行政組織規則 (2) 富山県立美術館条例施行規則 (3) 富山県教育委員会事務決裁規程 (4) 富山県教育委員会文書管理規程 (5) 富山県立近代美術館の特別観覧料の額について</p> <p>2 知事部局及び人事委員会が所管する規則等については、各担当課に改正依頼済み</p>
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

富山県立近代美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令案新旧対照表

現行	改正案	備考
富山県立近代美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程 富山県立近代美術館	富山県美術館 に勤務する職員の勤務時間に関する規程 富山県美術館	近代美術館の名 称変更に伴うもの
(趣旨) 第1条 この規程は、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）第4条第1項及び富山県教育委員会事務局の職員等の勤務時間に関する規程（昭和37年富山県教育委員会訓令第1号）第3条の規定に基づき、富山県立近代美術館に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）第4条第1項及び富山県教育委員会事務局の職員等の勤務時間に関する規程（昭和37年富山県教育委員会訓令第1号）第3条の規定に基づき、富山県美術館に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。	同上
(週休日) 第2条 富山県立近代美術館長（以下「館長」という。）は、週休日を日曜日及び土曜日とすることができるものとし、毎4週間にについて8日の週休日を設けるものとする。	(週休日) 第2条 富山県美術館長（以下「館長」という。）は、週休日を日曜日及び土曜日以外の日とすることができるものとし、毎4週間にについて8日の週休日を設けるものとする。	同上
第3条～第5条 略	第3条～第5条 略	

議案第18号

富山県立学校管理規則一部改正の件

富山県立学校管理規則の一部を次のように改正する。

平成29年3月21日 提出

富山県教育委員会

教育長 渋谷克人

富山県立学校管理規則の一部を改正する規則

富山県立学校管理規則（昭和32年富山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第13条の2を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

富山県立学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

教職員課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	平成29年度より県立学校における業務の効率化、会計処理の適正化及び教員の多忙化解消に資することを目的に、県立学校事務の処理の実施体制を変更し、総合教育センターにおいて事務の支援を実施することに伴い所要の改正を行うもの。
2 規則案の内容	<p>1 改正の内容 学校事務の共同処理業務の拠点校方式を見直し、総合教育センターで実施することに伴う規定整備</p> <p>2 施行期日 平成29年4月1日</p>
3 他の条例等との関連	改正が必要な条例等 (1) 富山県総合教育センター条例 (2) 富山県教育委員会行政組織規則
4 審議、調整、予算化等の状況	関係所属（教育企画課、総合教育センター）と調整済

富山県立学校管理規則の一部改正の伴う新旧対照表

NO 1

改正前	改正後	備考
<p>○富山県立学校管理規則 第1条～第13条 略 (学校事務の共同処理)</p> <p>第13条の2 校長は、事務処理の効率化を図るため、他の校長と連携し事務を共同処理することができる。 2 前項の共同処理に關し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>第14条～第24条 略</p>	<p>○富山県立学校管理規則 同左</p> <p>第13条の2を削る</p> <p>同左</p>	<p>総合教育センターでの実施に伴うもの</p>

議案第 19 号

県費負担教職員及び県立学校教員の指導改善研修及び転任等の手続に関する規則一部改正の件

県費負担教職員及び県立学校教員の指導改善研修及び転任等の手続に関する規則の一部を次のように改正する。

平成 29 年 3 月 21 日 提 出

富山県教育委員会

教育長 渋 谷 克 人

県費負担教職員及び県立学校教員の指導改善研修及び転任等の手続に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員及び県立学校教員の指導改善研修及び転任等の手続に関する規則（平成 20 年富山県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 25 条の 2 第 5 項及び第 6 項」を「第 25 条第 5 項及び第 6 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 25 条の 2 第 1 項」を「第 25 条第 1 項」に改める。

第 3 条第 2 項中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

第 4 条第 1 号中「第 25 条の 2 第 1 項」を「第 25 条第 1 項」に改める。

第 4 条第 2 号中「第 25 条の 2 第 4 項」を「第 25 条第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

県費負担教職員及び県立学校教員の指導改善研修及び転任等の手続
に関する規則の一部を改正する規則案要綱

教職員課

項目	説明
1 改正の趣旨、 必要性等	教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成 28 年 11 月 28 日法律第 87 号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの
2 規則案の内容	教育公務員特例法等の一部改正に伴う規定整備
3 施行期日	平成 29 年 4 月 1 日
4 他の規程等と の関係	富山県附属機関条例 改正予定 富山県教育委員会行政組織規則 改正予定 指導が不適切な教員の認定等に関する要綱 改正予定 富山県転任等審査委員会運営要綱 改正予定

県費負担教職員及び県立学校教員の指導改善研修及び転任等の手続きに関する規則案新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第25条の2第5項及び第6項に基づく認定の手続、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「教育行政法」という。）第47条の2第2項の手続等について定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第25条第5項及び第6項に基づく認定の手續、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「教育行政法」という。）第47条の2第2項の手続等について定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条</p>	<p>教育公務員特例法改正に伴う修正</p>
<p>(申請) 第3条 教特法第25条の2第1項の認定に係る申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が、教育委員会に対して行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(申請) 第3条 教特法第25条第1項の認定に係る申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が、教育委員会に対して行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>教育公務員特例法改正に伴う修正</p>	<p>富山県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（昭和32年富山県教育委員会訓令第4号）の規定による勤務成績の評定その他の客観的事実に基づいて行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(認定) 第4条 教育委員会は、次に掲げる場合には、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第2条第2項により設置している富山県転任等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮問するものとする。</p>	<p>(認定) 第4条 教育委員会は、次に掲げる場合には、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第2条第2項により設置している富山県転任等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮問するものとする。</p>	<p>富山県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（昭和32年富山県教育委員会訓令第4号）の規定による勤務成績の評定その他の客観的事実に基づいて行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>

		(1) 教特法第25条の2第1項の認定を行うとき。 (2) 教特法第25条の2第4項の認定を行うとき。 (3) ~ (6) (略)	(1) 教特法第25条第1項の認定を行うとき。 (2) 教特法第25条第4項の認定を行うとき。 (3) ~ (6) (略)
第5条～第8条	(略)	第5条～第8条	(略)

議案第20号

富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則一部改正の件

富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則の一部を次のように改正する。

平成29年3月21日 提出

富山県教育委員会

教育長 渋谷 克人

富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則の一部を改正する規則

富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則（昭和39年富山県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

富山県立雄峰高等学校	定時制	普通	
		情報ビジネス	
		生活文化	
	通信制	普通	
		生活文化	
		衛生看護	
	専攻科	生活科学	

を

富山県立雄峰高等学校	定時制	普通	
		情報ビジネス	
		生活文化	
	通信制	普通	
		衛生看護	
		生活科学	

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則の
一部を改正する規則案要綱

県立学校課

項目	説明
1 改正の趣旨、 必要性等	富山県立雄峰高等学校通信制課程生活文化科には、平成29年3月末の在籍者はいないこと、技能連携している技能教育施設（富山ファッション・カレッジ）が平成28年7月31日に廃止されたため、平成29年4月以降の入学生はいなくなることから、同学科を廃科にするもの。
2 規則案の内容	(1) 改正内容 表中の富山県立雄峰高等学校通信制課程における学科の項目を、「普通科・生活文化科・衛生看護科」から「普通科・衛生看護科」へ改める。 (2) 施行期日 平成29年4月1日

富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則 新旧対照表

現 行	改 正 索	備 考																										
<p>○富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>高等学校名</th><th>課程等</th><th>学科</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山県立雄峰高等学校 略</td><td>定時制 普通</td><td>富山県立雄峰高等学校 略</td><td>定時制 普通</td></tr> <tr> <td></td><td>情報ビジネス 生活文化</td><td></td><td>情報ビジネス 生活文化</td></tr> <tr> <td></td><td>通信制 普通</td><td></td><td>通信制 普通</td></tr> <tr> <td></td><td>生活文化 衛生看護</td><td></td><td>生活文化 衛生看護</td></tr> <tr> <td></td><td>専攻科 生活科学</td><td></td><td>専攻科 生活科学</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td><td>略</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>○富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則</p>	高等学校名	課程等	学科	備考	富山県立雄峰高等学校 略	定時制 普通	富山県立雄峰高等学校 略	定時制 普通		情報ビジネス 生活文化		情報ビジネス 生活文化		通信制 普通		通信制 普通		生活文化 衛生看護		生活文化 衛生看護		専攻科 生活科学		専攻科 生活科学	略			略
高等学校名	課程等	学科	備考																									
富山県立雄峰高等学校 略	定時制 普通	富山県立雄峰高等学校 略	定時制 普通																									
	情報ビジネス 生活文化		情報ビジネス 生活文化																									
	通信制 普通		通信制 普通																									
	生活文化 衛生看護		生活文化 衛生看護																									
	専攻科 生活科学		専攻科 生活科学																									
略			略																									

<参考>

2 平成28年5月25日 富山県報 第4059号

5	6.60	37.42	氷見市伊勢大町 一丁目 467番11 地先	氷見市伊勢大町 二丁目 467番11 地先	平成28年 5月9日
---	------	-------	-----------------------------	-----------------------------	---------------

富山県教育委員会告示第3号

技能教育施設の廃止について

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定により、次のとおり指定技能教育施設の廃止の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年5月25日

富山県教育委員会

教育長 渋谷克人

1 指定技能教育施設の名称及び所在地

名 称 富山ファッション・カレッジ

所在地 富山市千歳町2丁目7番1号

2 廃止の時期

平成28年7月31日

富山県教育委員会告示第4号

指定技能教育施設における連携科目等の変更について

昭和43年6月6日付けで技能教育施設として指定した富山県技術専門学院における連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目をのとおり変更したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により公示する。

平成28年5月25日

富山県教育委員会

教育長 渋谷克人

1 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

議案第21号

指定技能教育施設における所在地及び連携科目等の変更に関する件

指定技能教育施設における所在地及び連携科目等を次のように変更する。

平成29年3月21日 提出

富山県教育委員会

教育長 渋谷克人

指定技能教育施設における所在地の変更について

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定により、次のとおり指定技能教育施設の富山市医師会看護専門学校より所在地変更の届出があるので、同条第3項の規定により公示する。

1 指定技能教育施設の所在地の変更

変更前	変更後
富山県富山市大泉町2丁目11番20号	富山県富山市総曲輪四丁目4番10号

2 変更年月日

平成29年4月1日

指定技能教育施設における連携科目等の変更について

昭和44年4月1日付けで技能教育施設として指定した富山市医師会看護専門学校における連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目を次のとおり変更したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により公示する。

1 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 (変更前)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
人体の仕組みと働き	人体と看護
食生活と栄養	人休と看護
薬物と看護	人体と看護
疾病の成り立ちと回復の促進	疾病と看護
感染と予防	疾病と看護
患者の心理	疾病と看護
保健医療福祉の仕組み	生活と看護
看護と法律	生活と看護
看護と倫理	生活と看護
基礎看護	基礎看護
成人看護	成人看護
老年看護	老年看護
精神看護	精神看護
臨地実習	看護臨地実習

(変更後)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
解剖生理	人体と看護
栄養と食事療法	人体と看護
薬理	人体と看護
病理	疾病と看護
微生物	疾病と看護
患者の心理	疾病と看護
保健医療と関係法規	生活と看護
看護と倫理	生活と看護
基礎看護	基礎看護
成人看護	成人看護
老年看護	老年看護
精神看護	精神看護
臨地実習	看護臨地実習

2 変更年月日

平成29年4月1日

技能連携科目等の変更について

1 技能連携制度の概要

(1) 趣旨

高等学校の定時制又は通信制の課程に在学する生徒が、同時に技能教育施設で教育を受けている場合、同様の教育を重複して受ける負担を軽減する。

(2) 概要

- ・定時制、通信制の課程に在学する生徒が、指定された技能教育施設において学んだ専門技能科目を、当該高等学校における教科の一部の履修として認める制度
- ・技能教育施設を指定する権限は、当該施設の所在地の都道府県教育委員会

(3) 連携科目の変更に係る省令等

・学校教育法施行令第34条

指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設の名称、所在地、技能教育の種類その他の文部科学省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該指定技能教育施設について指定をした都道府県の教育委員会（以下「施設指定教育委員会」）に届け出なければならない。

・学校教育法施行令第34条第2項

指定技能教育施設の設置者は、連携科目等の追加、変更又は廃止をしようとするときは、施設指定教育委員会に対し、それぞれその指定、指定の変更又は指定の解除を申請しなければならない。

・学校教育法施行令第34条第3項

施設指定教育委員会は、第1項の規定による届出（名称又は所在地の変更に係るものに限る。）があったとき又は前項の規定による指定、指定の変更若しくは指定の解除をしたときは、その旨を公示しなければならない。

・学校教育法施行令第37条

施設指定教育委員会は、その指定に係る指定技能教育施設について、第33条各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査し、及び当該指定技能教育施設の設置者に対し、当該指定技能教育施設における技能教育に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

2 本県の状況（平成29年2月）

指定技能教育施設	連携高等学校		
	高等学校名	課程	学科
富山市医師会看護専門学校	雄峰高等学校	通信制	衛生看護科
富山県技術専門学院金属加工科	富山工業高等学校	定時制	生産機械科
総合カレッジ SEO	星槎国際高等学校	通信制	普通科

(別表1)

富山市医師会看護専門学校における技能連携科目の変更に際しての
申請内容確認表

項目	指定基準の内容	根拠	申請内容	確認方法	記載箇所
設置者	・設置者が、高等学校における教育に理解を有し、かつ、この政令及びこの政令に基づく文部省令を遵守する等設置者として適当と認められる者であること。	学校教育法施行令 第33条 一項の一	公益社団法人 富山市医師会	—	—
修業年限	・1年以上とする	学校教育施行令 第33条 一項の二	変更無し	—	—
指導時間	・1年間にわたり、680時間以上	同上	1, 715時間	科目の内容の概要	申請書4
教員	・教授を担任する者は、「半数以上の者が技能教育に係る高等学校教諭の免許状を有すること」又は、「これと同等以上の学力を有すると認められた者」である必要 ・技能教育を担当する者の数が、技能教育を受ける者の数を20をもって除して得た数以上であること。	学校教育施行令 第33条 一項の三 技能教育施設の指定等に関する規則 第2条	資格所有者 (延べ人数) 看護師10名 助産師1名 保健師1名 総計10名	技能教育を担当する者の氏名、担当、時間数、履歴、資格	申請書3
生徒数	・科目毎に同時に技能教育を受ける者の数が10人以上であること。	同上 二項の二	定員30名	定員	申請書1
施設設備	・高等学校の教科に相当する内容の技能教育を行うために必要な施設及び設備を有すること。	技能教育施設の指定等に関する規則 第2条	表「科目の教育に係る設備の状況」	施設設備の名称、数量	申請書1
技能連携科目	・高等学校の職業に関する教科とする。	技能教育施設の指定等に関する規則 第2条 の一項	教科「看護」に属する科目	技能連携科目の概要 高校の教育課程	申請書4

<参考> 技能連携（技能教育施設との連携）について

1. 技能連携制度の概要

- ・定時制又は通信制の課程に在学する生徒が、指定された技能教育施設において学んだ専門技能科目について、当該施設の学習を当該高等学校における教科の一部の履修として認める制度である。
- ・学校教育法の一部改正により、昭和36年に制度化された。
- ・昭和42年、技能教育施設の条件が、修業年限1年以上、年間指導時数680時間以上に緩和された。また、連携科目もすべての職業に属する専門科目に拡大された。認定単位も高等学校卒業単位数の1/3以内から1/2以内に改正された。
- ・技能教育施設を指定する権限は、平成元年4月から、文部大臣から都道府県教育委員会に移行された。

2. 趣旨

- ・高等学校の定時制又は通信制の課程に在学する生徒が、同時に技能教育施設で教育を受けている場合、同様の教育を重複して受ける負担を軽減する。

3. 関係省令等

(1) 学校教育法第55条

高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

②前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

(2) 学校教育法施行令第34条

指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設の名称、所在地、技能教育の種類その他の文部科学省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該指定技能教育施設について指定をした都道府県の教育委員会（以下「施設指定教育委員会」）に届け出なければならない。

2 指定技能教育施設の設置者は、連携科目等の追加、変更又は廃止をしようとするときは、施設指教育委員会に対し、それぞれその指定、指定の変更又は指定の解除を申請しなければならない。

3 施設指定教育委員会は、第1項の規定による届出（名称又は所在地の変更に係るものに限る。）があったとき又は前項の規定による指定、指定の変更若しくは指定の解除をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(3) 富山県教育委員会規則第9号 技能教育施設の指定等に関する規則第2条

省令第1条の規定により、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第32条の規定による指定を受けようとする者は、技能教育施設指定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- ① 施行令第33条の2の規定による教育委員会の指定を希望する科目(以下「指定希望科目」という。)の内容の概要を記載した書類
- ② 技能教育施設の建物の配置図及び平面図
- ③ 技能教育施設の運営方法を記載した書類
- ④ 技能教育施設の年間経費の概要を記載した書類
- ⑤ 技能教育施設において使用する主な教材の名称を記載した書類
- ⑥ 技能教育を担当する者の氏名、担当科目、担当時間数及び履歴(担当科目に関する高等学校の教諭の資格その他の資格及び担当科目に関する実地の経験年数を含む。)を記載した書類
- ⑦ 技能教育を受ける者のうち、高等学校に在学するものがある場合は、当該高等学校の名称及び所在地並びに課程別及び学科別の在学者数を記載した書類
- ⑧ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条の規定による技能教育施設における学習を高等学校の教科の一部の履修とみなす措置(以下「連携措置」という。)をとろうとする高等学校の名称、所在地、課程及び学科の名称を記載した書類並びに校長との当該連携措置に係る協議について記載した書類

同 第4条

施行令第33条の2の規定により、連携措置に係る科目的指定を受けようとする指定技能教育施設の設置者は、同条の規定による技能教育施設の指定の申請と同時にを行う場合を除き、連携措置に係る科目指定申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- ① 指定希望科目に係る第2条第5号及び第6号に掲げる書類
- ② 指定希望科目の内容の概要を記載した書類
- ③ 連携措置をとろうとする高等学校の名称、所在地、課程及び学科の名称を記載した書類並びに校長の承諾書及び教育課程を記載した書類

4. 本県の現状(平成29年2月現在)

指定技能教育施設	連携高等学校		
	高等学校名	課程	学科
富山市医師会看護専門学校	雄峰高等学校	通信制	衛生看護科
富山県技術専門学院金属加工科	富山工業高等学校	定時制	生産機械科
総合カレッジ SEO	星槎国際高校	通信制	普通科

平成 29 年 3 月 21 日
生涯学習・文化財室

国の登録有形文化財（建造物）の登録について

3 月 10 日に開催された国の文化審議会において、本県の次の建造物を国の登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申がされましたのでご報告いたします。

1 文化財の概要

物 件 名 称	件数	所在地	所有者
とやまけんりつうおづこうとうがっこう 富山県立魚津高等学校 こうどう 講堂 【鉄筋コンクリート造平屋一部 2 階建、建築面積 535 m ² 】	1 件	魚津市吉島	県
		・昭和 12(1937) 年建築の 2 階建て鉄筋コンクリート造りの学校建築物として県内最古であり、歴史的価値が高い。 ・外観は左右対称形で威風堂々とした気品と存在感があり、上部まで通る柱型にタイルを貼り、屋根の端部を立ち上げるなど特色ある意匠を持つ。 ・内部は三方にギャラリーを設け、ワニス塗りの木部と白塗りの壁の対比が美しい。	
ゆうりんあん きゅうどいいけじゅうたく 有隣庵（旧土肥家住宅） しゅおく 主屋 【木造 2 階建、瓦葺、建築面積 185 m ² 】	1 件	滑川市瀬羽町	個人
		・慶応 3(1867) 年建築の木造 2 階建て町屋建築で、町屋として滑川最古の部類に属する。 ・正面 1・2 階建具の格子や腕木で支えた庇（コヤネ）、正面 2 階両脇の袖壁（コワキ）など、地域の景観を特徴付けている。 ・現在は、地域文化の研究や町並み保存活動の拠点として利用されている。	
すがたけじゅうたく 菅田家住宅 しゅおく 主屋 【木造 3 階建、瓦葺、建築面積 192 m ² 】 いしううぐら 衣装蔵 【土蔵造 2 階建、鉄板葺、建築面積 40 m ² 】	2 件	滑川市瀬羽町	個人
		・明治前期建築の木造 3 階建の主屋は、旧北陸街道に面した町屋建築で、中庭を隔てて安政 2(1855) 年建築の衣装蔵が建つ。 ・主屋の間取りは滑川の伝統的かつ標準的な構成を取り、出入り口の大戸や蔀戸、厚板葺きの庇（コヤネ）に古い形式を伝える。 ・衣装蔵は、慶応 2(1866) 年の大火で焼け残った貴重な建造物の一つ。	
ようしょうじ 養照寺 ほんどう 本堂 【木造平屋建、瓦葺、建築面積 452 m ² 】	1 件	滑川市領家町	養照寺
		・大正 5 年(1916) 年建築の入母屋造り木造平屋建ての社寺建築で、近世以来の典型的な真宗寺院の本堂形式をとる。 ・地元の宮大工、岩城庄之介の晩年の作品のひとつで、設計図や書簡が残る。	

<p>なめりかわかん 滑川館 ほんかん 本館</p> <p>【木造 2 階建、瓦葺、建築面積 121 m²】</p> <p>どうぐくら 道具蔵</p> <p>【土蔵造 2 階建、棧瓦葺、建築面積 25 m²】</p>	<p>2 件 滑川市神家町 個人</p> <ul style="list-style-type: none"> 明治 20(1887)年建築の木造 2 階建の本館と土蔵造 2 階建の道具蔵からなる。 滑川の伝統的で標準的な平面構成の町屋から改造成されたもので、現在は旅館として使用されている。 道具蔵は、白漆喰の壁面に 2 階中程まで黒塗りの腰堅板を見せる外観が特徴的である。
<p>いちばらじんじゃ 櫟原神社 ほんでん 本殿</p> <p>【木造平屋建、銅板葺、建築面積 7 m²】</p> <p>はいでん 拝殿</p> <p>【木造平屋建、瓦葺、建築面積 156 m²】</p> <p>いちとりい 一の鳥居</p> <p>【石造、間口 4.6m、高さ 4.5m】</p> <p>にとりい 二の鳥居</p> <p>【石造、間口 3.5m、高さ 3.9m】</p>	<p>4 件 滑川市神明町 櫟原神社</p> <ul style="list-style-type: none"> 明治 5(1872)年建築の本殿、大正 4(1915)年頃建築の拝殿ほか、安政 7(1860)年と大正 10(1921)年建築の 2 基の鳥居からなる。 本殿は総檜造りで、精巧で非常に質の高い井波彫刻が施されている。 拝殿の内部は「拝殿」、「薬殿」、「幣殿」、「祭文殿」からなり、独特の構成を取る拝所建築の好例である。 本殿は地元大工の岩城庄之丈の初期の作品で、拝殿は庄之丈晩年の作である。
<p>あらまちいおり きゅうよねだろう 荒町庵 (旧米田楼)</p> <p>【木造瓦葺 2 階建、瓦葺、建築面積 76 m²】</p>	<p>1 件 南砺市城端 一般社団法人城端景観・文化保全機構</p> <ul style="list-style-type: none"> 明治中期建築の木造 2 階建の町屋建築 当初は米田楼と称する料理屋で、城端の賑わいを今に伝える建造物として価値が高い。 庵歌を所望する空間を 1 階に、曳山を眺めるための縁を 2 階に設け、料理屋の接客空間と曳山祭の庵歌の所望のための空間の両立という、この地域の特殊性をもつ建物として希少性が高い。 今後はNPO 法人で既登録の「じょうはな庵」(国登録)とともに観光・交流の拠点として活用。

2 登録の意義

- (1) 所有者のみならず、県民が、地域の身近な文化資産の価値や魅力を再発見・再認識するとともに、地域の宝・誇りとして末永く保存・継承していくための契機となる。
- (2) 地域固有の優れた歴史的・文化的な資源を活用した地域づくりの推進に繋がる。

【参考】これまでの県内の登録文化財(建造物)

登録有形文化財(建造物) 本宮砂防ダムなど 55箇所 109件

※今回の登録により県内の登録文化財(建造物)総数は62箇所 121件となる。



魚津市 魚津高等学校講堂正面（西から）



滑川市 有隣庵（旧土肥家住宅）主屋



滑川市 菅田家住宅主屋



滑川市 養照寺本堂



滑川市 滑川館本館



滑川市 櫟原神社本殿



南砺市 荒町庵（旧米田楼）

平成29年度富山県立学校入学者選抜の合格状況等について

平成29年3月21日
県立学校課

みだしの件について、以下のとおり報告致します。

1 県立高等学校全日制の課程

(1) 一般入学者選抜

学校・学科数	38校86学科
募集人数	6,042名 (推薦を含む募集定員7,182名)
志願者数	6,959名 (志願倍率1.15倍)
受検者数	6,926名
合格者数	7,066名 (推薦入学合格内定者を含む)

(2) 第2次選抜

学校・学科数	9校16学科 (28年度15校18学科)	27年度14校18学科)
募集定員	116名 (28年度)	123名 (27年度)
志願者数	名 (志願倍率)	倍)

2 県立高等学校定時制の課程

(1) 単位制前期第1次選抜

学校・学科数	5校12学科
募集定員	約840名
志願者数	337名
受検者数	331名
合格者数	257名

(2) 単位制前期第2次選抜・単位制以外第1次選抜

学校・学科数	6校15学科
募集定員	約703名

志願者数 名

3 県立高等学校通信制の課程

学校・学科数	1校2学科
募集定員	約300名
志願者数	名

4 県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜

(1) 高等部A日程

① 第1次選抜

学校数	5校
募集定員	72名
志願者数	65名
受検者数	63名
合格者数	56名

② 第2次選抜

学校数	3校
募集定員	16名
志願者数	5名
受検者数	5名
合格者数	5名

(2) 高等部B日程・幼稚部

① 第1次選抜

学校数	10校
募集人員(定員)	約208名
志願者数	125名
受検者数	125名
合格者数	125名

高等部 (訪問教育)

学校数	5校
募集定員	若干名
志願者数	1名
受検者数	1名
合格者数	1名

幼稚部

学校数	3校
募集定員	若干名
志願者数	3名
受検者数	3名
合格者数	3名

② 第2次選抜

学校数	10校
募集人員(定員)	若干名
志願者数	名

学校数	3校
募集定員	若干名

参 考

今後の教育委員会等の日程について

- 平成 29 年 4 月 10 日（月） 13:30 予定
教育委員会 （教育委員会室）